

が、次の医療機関により撤回された。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 脳神経外科恒生病院
 所 在 地 神戸市北区有野町二郎383番地
 撤 回 年 月 日 平成19年10月31日



兵庫県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
小林歯科	尼崎市南塚口町2-1-3 塚口さんさんタウン3番館	小 林 敏 英	平成20年10月1日
アンシン薬局西難波店	同 市西難波町5-2-15	株式会社大幸ドラッグ	同
スギ薬局尼崎水堂町店	同 市水堂町4-2-1	株式会社スギ薬局	平成20年9月1日
スギ薬局尼崎潮江店	同 市潮江1-22-1 アミング潮江ウエスト1番館	同 上	同
スギ薬局武庫之荘店	同 市南武庫之荘1-19-20 阪急オアシス武庫之荘店	同 上	同
スギ薬局阪神尼崎店	同 市神田中通4-157	同 上	同
アンサー調剤薬局	加古川市平岡町新在家1385-2	古 川 貴 子	平成20年11月1日
新世薬局平津店	同 市米田町平津413-1	新世薬品株式会社	同 年10月10日
あけぼの薬局加古川店	同 市尾上町旭3-55	株式会社あけぼの関西	同 月1日
スギ薬局ロックタウン加古川店	同 市東神吉町出河原862 ロックタウン加古川内	株式会社スギ薬局	平成20年11月1日
いるか心療所	同 市加古川町篠原町111	九 鬼 克 俊	同
ジャスコ赤穂店調剤薬局	赤穂市中広字別所55-3	イオンリテール株式会社	平成20年8月21日
訪問看護ステーション憩	宝塚市三笠町6-29 谷添ハイツB棟201	社会福祉法人西谷会	同 年10月1日
スギ薬局宝塚南店	同 市末成町39-5	株式会社スギ薬局	同 年9月1日
せいしん心療内科	川西市中央町5-5 OHMI-BLD4階	医療法人社団青心会	同 年11月1日
なんりクリニック	三田市高次2-13-1	南 里 昌 史	同
チトセ薬局三田店	同 上	チトセファーマシー株式会社	同
ジャスコ加西北条店調剤薬局	加西市北条町北条308-1	イオンリテール株式会社	同
ピア薬局	加東市藤田944-26	株式会社ケイツージャパン	同



兵庫県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
わかくさ診療所	明石市小久保5-17-3	住所表示	明石市鳥羽1370	明石市小久保5-17-3	平成20年11月1日
まの歯科クリニック	同 市小久保1-9-6 レジデンス2番館	住所表示	同 市鳥羽1277-2 レジデンス2番館	同 市小久保1-9-6 レジデンス2番館	同
三木歯科医院	同 市小久保5-17-3	住所表示	同 市鳥羽1370	同 市小久保5-17-3	同
青山歯科クリニック	同 市小久保3-18-1 ハーモニーハイツ103	住所表示	同 市鳥羽字家の前1318-103	同 市小久保3-18-1 ハーモニーハイツ103	同
とば薬局	同 市小久保4-13-2 カームハイツ3	住所表示	同 市鳥羽1416-1 カームハイツ3	同 市小久保4-13-2 カームハイツ3	同

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
小林歯科	尼崎市南塚口町2-1-3 塚口さんさんタウン3番館	小 林 敏 英	平成20年9月30日
株式会社スギ薬局尼崎潮江店	同 市潮江1-22-1 アミング潮江ウエスト1番館	株式会社スギ薬局	同 年8月31日
株式会社スギ薬局武庫之荘店	同 市南武庫之荘1-19-20 阪急オアシス武庫之荘店	同 上	同
株式会社スギ薬局尼崎水堂町店	同 市水堂町4-2-1	同 上	同
株式会社スギ薬局阪神尼崎店	同 市神田中通4-157	同 上	同
岡歯科医院	豊岡市元町7-3	岡 好 甫	平成20年11月14日
パール薬局	加古川市米田町平津413-1	前 田 雄 大	同 年10月9日
あけぼの薬局加古川店	同 市尾上町旭3-55	有限会社あけぼの	同 年9月30日
株式会社スギ薬局ロックタウン加古川店	同 市東神吉町出河原862 ロックタウン加古川内	株式会社スギ薬局	同 年8月31日
ジャスコ赤穂店調剤薬局	赤穂市中広字別所55-3	イオン株式会社	同 月20日
株式会社スギ薬局宝塚南店	宝塚市末成町39-5	株式会社スギ薬局	同 月31日
MV宝殿歯科	高砂市米田町島38	高 島 哲 雄	平成20年9月30日
一宮町立繁盛診療所	宍粟市一宮町上岸田78	一宮町長	平成11年3月31日
ピア薬局	加東市藤田944-26	有限会社プリマス	平成20年10月31日



兵庫県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

照来土地改良区
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 田 清 治	美方郡新温泉町多子453番地の1



兵庫県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

太木里土地改良区

氏 名	住 所
澤 田 倭 雄	豊岡市但東町太田243番地の1
長谷川 進	同 市但東町東里239番地
坪 木 隆 晴	同 市但東町太田156番地の1
澤 田 利 夫	同 市但東町太田215番地
京 川 修 三	同 市但東町木村408番地
梓 野 光 明	同 市但東町木村504番地
箴 部 勇 夫	同 市但東町東里92番地



兵庫県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月19日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区野瀬南工区の換地処分をした。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
神河町	田園整備事業 （農業用排水施設整備）	神河の里地区	平成21年3月3日から 同 月23日まで	神 崎 郡 神 河 町 役 場
佐用町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 団体営小規模	奥田池地区	同 上	佐 用 郡 佐 用 町 役 場



兵庫県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神戸市東灘区住吉山手六丁目1871の67
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町加都字上山100・101・104・118・185から187まで・189・191の1・字ヲヤシキ1781・1787・1788・字上山田1794の1・1794の2・1797・1798・1800（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）、1796
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上山100、101、104、118、185から187まで、189、191の1（次の図に示す部分に限る。）、字ヲヤシキ1781、1787、1788、字上山田1794の1・1794の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1797、1798、1800
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成21年3月10日から同月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市浜1丁目地区



兵庫県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量成果改算）
- 2 作業期間
平成20年11月26日から平成21年2月9日まで

3 作業地域
尼崎市



兵庫県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月3日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	小野市榎山町字大崎2210番1から 同 市榎山町字廣島1340番3まで	旧	7.0から 14.0まで 10.0から 28.0まで	426.0 462.0	
		新	10.0から 26.0まで	439.0	



兵庫県告示第236号

昭和45年兵庫県告示第1639号（急傾斜地崩壊危険指定区域）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中、東服(1)地区の欄を次のように改める。

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
東 服 (1)	神 戸 市	兵 庫 区	平 野 町	天王谷奥 東服	231番、232番、231番から232番地先の道路敷の一部
				天王谷奥 東服山	262番1の一部、262番2、262番1地先の道路敷の一部、262番2地先の道路敷



兵庫県告示第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年3月3日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但豊位置 0004号	21. 2. 17	豊岡市日高町栗山字内籠559番の一部、560番1の一部	6.00	72.55



兵庫県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成21年3月3日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 0007号	21. 2. 12	淡路市中田字中ノ井手745番16、778番の一部、 780番の一部、781番の一部、785番の一部	6.00	136.20



兵庫県告示第239号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成21年2月16日から、2については平成21年3月31日から適用する。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 表中

「	同 播磨支店	加古郡播磨町野添	」
---	--------	----------	---

を

「	同 播磨支店	加古郡播磨町南野添	」
---	--------	-----------	---

に改める。

2 表中

「	同 榎列支所	南あわじ市榎列大榎列	」
	同 榎列支所 倭文分店	南あわじ市倭文流	

を

「	同 榎列支所	南あわじ市榎列大榎列	」
---	--------	------------	---

に改める。

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成21年2月12日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交 付 年 月 日
徴 税 吏 員 証	第81091号	平成17年4月1日



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年3月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容**(1) 調達物品**

住民基本台帳ネットワークシステム業務端末移設・撤去作業

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年3月27日（金）

(4) 納入場所

神戸県民局西神戸庁舎 外

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 担当 綾木

電話 (078) 341-7711 内線 2629

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年3月3日（火）から同月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年3月13日（金） 午前10時30分 兵庫県西館1階小入札室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年3月9日（月）午後4時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成21年3月9日(月)午後4時までに提出すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（平成21年3月13日を終期とする）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、仕様書及び入札説明書による。



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成21年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 二級建築士試験

学科の試験 平成21年7月5日(日)

10:00～13:00(3時間) 学科Ⅰ(計画)及び学科Ⅱ(法規)

14:10～17:10(3時間) 学科Ⅲ(構造)及び学科Ⅳ(施工)

設計製図の試験 平成21年9月13日(日)

11:30～16:00(4時間30分)

(2) 木造建築士試験

学科の試験 平成21年7月26日(日)

10:00～13:00（3時間）学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（法規）
14:10～17:10（3時間）学科Ⅲ（構造）及び学科Ⅳ（施工）
設計製図の試験 平成21年10月11日（日）
11:30～16:00（4時間30分）

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 神戸市長田区五番町8-5 神戸村野工業高等学校

(2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 同上 同上

3 受験資格

建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成21年4月1日（水）午前10時から同月7日（火）午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の配布

平成21年4月6日（月）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間、社団法人兵庫県建築士会本部及び各支部において、午前9時30分から午後4時30分まで（平成21年4月17日（金）については、午前9時30分から午後3時まで）配布する。

イ 受付場所及び受付期間

(7) 兵庫県私学会館 神戸市中央区北長狭通4-3-13

平成21年4月13日（月）から同月17日（金）まで

(4) じばさんびる501号室 姫路市南駅前町123

平成21年4月13日（月）及び同月14日（火）

両会場とも、受付時間は、午前10時から午後4時まで

ウ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成19年又は平成20年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行うこと。

エ 受験申込方法

原則として本人が持参することとし、郵送による受付は行わない（証明書類の確認をするため）。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（直接持参できない旨を証明するもの）又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

オ 手数料

所定の額をセンター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局に払い込み、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。ただし、受験申込受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成21年12月3日（木）頃、合格者の受験番号を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。ただし、学科の試験については、二級建築士試験は平成21年8月25日（火）、木造建築士試験は同年9月8日（火）頃、同様に掲示する。

また、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、平成21年6月10日（水）頃から兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

7 受験についての問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課管理係
 電話 (078) 341-7711 内線 4715
 社団法人兵庫県建築士会
 電話 (078) 327-0885



貸金業者の登録の取消し公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により、次のとおり処分した。
 平成21年3月3日

神戸県民局長 藤原 雅人

1 被処分者

商号 アルファ
 氏名 小川 隆治
 登録番号 兵庫県神戸県民局長（N1）第12383号
 営業所所在地 神戸市中央区琴ノ緒町3-2-13エビスビル2F
 登録年月日 平成19年5月21日

2 処分年月日

平成21年2月17日

3 処分の内容

登録の取消し



貸金業者の営業所所在地に係る申出

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、中播磨県民局地域振興部商工労政課まで申し出られたい。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により、その登録を取り消すことがある。

平成21年3月3日

中播磨県民局長 笹倉 雅人

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
ライフサポート	折口 晋	姫路市広畑区蒲田10番地3	兵庫県中播磨県民局長（N3）第51160号	平成18年9月25日

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
 平成21年3月3日

兵庫県収用委員会
 会長 安永 正昭

- 1 起業者の名称
姫路市
- 2 事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業3.3.506号内々環状東線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年2月17日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等										
裁決手続の開始を決定した土地			土地所有者			土地に関する関係人				
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
姫路市 南駅前町	40番	宅地	73.69	75.16	75.16	松村 種子	芦屋市親王塚町14-2 (ただし、登録原票記載 事項証明書及び登記簿上 の表示 西宮市天道町16番14号)	松村 種子	西宮市天道町16番14号	なし ただし、登記簿上の表示 抵当権設定仮登記 〔平成9年12月26日第58095号〕
						松村 こと 李 種子	ただし、登記簿上の表示	松村 種子	西宮市若草町一丁目2番 29号	松村 種子
						新明和エンジニアリング 株式会社 代表者 代表取締役 藤原 好文	東京都台東区東上野五 丁目16番5号			借地権

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成21年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成21年2月17日に次のとおり指示した。

平成21年3月3日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成21年度増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流											産卵場造成			
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	ひがい (箇所)
1	猪名川	400		5,000	10	7,000	1,000							1		
2	武庫川	100		1,000	10	1,000								1		
3	羽束川	100			10	1,000	1,000		1,000					1		
4	加古川	5,000		10,000	200	10,000	8,000				300	1,000	7,500	5	3	
5	市川	1,500		10,000	20	3,000	50,000							1		
6	夢前川	250														
7	揖保川	14,000		3,000	50	5,000	100,000				300		1,500	2	1	
8	千種川	5,500		3,000	50	3,000	40,000				100		1,000	3	2	
9	竹田川	30		1,000												
10	円山川	5,500		10,000	30	10,000	やまめに含む	60,000	やまめに含む				1,000	3	3	1
11	竹野川	300		1,000	10	1,000	やまめに含む	1,500					1,000	1	1	
12	矢田川	1,100		1,000	30	1,000		13,000	やまめに含む	1,000			1,000			
13	岸田川	700		1,000	10			23,000	やまめに含む	1,000			1,000	1	1	
	計	34,480		46,000	430	42,000	200,000	97,500		3,000	700	1,000	14,000	19	11	1

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。